

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和7(2025)年11月12日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「3年ぶりに警察慰霊祭に参列したが、東日本大震災津波が発生した当時、小・中学生だった御遺族が成人した姿を拝見し、約15年という月日は人を大きく成長させるものと改めて感じた。先日10日には津波注意報も発表されているところ、発生が予想できない自然災害に対し、引き続き油断のない対応をお願いしたい。また、熊対策では、警察のライフル銃使用が全国から注目を浴びているが、期待に煽られ過ぎることなく冷静に、今後の運用についての中長期的な視点も持ちながら、警察のあるべき姿をしっかりと示し、全国の警察活動に生きる実績を残していただきたい。」

旨の発言があった。

#### 【警務部議題】

##### ○ 「令和7年管区内優秀警察職員表彰（管区局長賞詞）」受賞者の決定等について

警察本部から、「令和7年管区内優秀警察職員表彰の本県受賞者について、表彰審査委員会の審査を経て東北管区警察局に上申していたところ、この度、同局から生活安全部人身安全少年課課長補佐・少年サポートセンター所長の事務職員八重樫文子、交通部運転免許課主幹兼課長補佐・盛岡運転免許センター所長の事務職員照井圭寿の2名に決定した旨通知を受けた。八重樫補佐は、平成3年に岩手県警察事務吏員として採用後、少年補導や非行少年の立ち直り支援等に尽力し優秀な成果を挙げているほか、現在は少年サポートセンター所長として後継者育成とともに支援活動に積極的に従事するなど、犯罪被害少年や非行少年の立ち直り支援の率先者として多大な貢献が認められる。照井主幹兼課長補佐は、平成3年に岩手県警察事務吏員として採用後、県民と密接に関わる自動車運転免許業務に13年、被害者支援業務に6年余り従事し、令和6年度には運転免許証とマイナンバーカード一体化事業の円滑な施行に尽力したほか、現在は盛岡運転免許センター所長として業務を適正に推進するなど、各般の業務において多大な貢献が認められるものである。表彰式は、令和7年12月12日に東北管区警察局で行われる予定であり、表彰式のタイミングに合わせ、広報を行うこととしている。」旨の報告があった。

## 【警備部、生活安全部議題】

### ○ 県民の生活圏内への熊出没に係る県警察の新たな対応策について

警察本部から、「熊の出没に係る県警察の新たな対応策について報告する。従来、熊が出没した場合は、注意喚起や避難誘導、警戒活動等について、自治体や獣友会等の関係機関と連携しつつ、地域住民の安全確保を最優先とした対応のほか、市町村が緊急銃猟を実施する際には必要な助言を行い、また、特に急を要する場合は、警察官職務執行法第4条第1項の規定に基づき警察官がハンターに対し獣銃使用による駆除を命令するといった対応をしてきたところであり、これらは今後も継続するものである。一方で、熊による人身被害が増大し、地域住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっている現状を受け、10月30日の『クマ被害対策等に関する関係閣僚会議』等を経て、この度、警察庁から、従来の対応に加え、警察が保有するライフル銃を使用した駆除を行う旨の対応策が示された。ライフル銃使用の法的根拠は、国家公安委員会規則『警察官等特殊銃使用及び取扱い規範』の各種規定に基づくもので、同規則を改正し、施行日である本年11月13日をもってハンターに命じることなく警察官自らライフル銃を使用し熊等を駆除することが可能になる。ライフル銃使用の前提条件としては、市街地など県民の生活圏内に出没した熊が対象となるほか、あくまでも市町村による緊急銃猟や麻醉銃、はこわな等による駆除又は捕獲が優先され、ハンターの対応が間に合わない、緊急銃猟が難しい場合などで、人に危害を加えるおそれが高まっているなど緊急性がある場合に、周辺の安全を確保した上でライフル銃による駆除を実施することとなる。また、新たな対応策の運用に当たっては、当面の間、県警察と関係都道府県警察の警察官合同による班を編成し、対処することとしている。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「対応の順序として、初めに緊急銃猟など自治体の対応があり、それを補完するものとして警察の対応、ライフル銃使用があることを県民に理解してもらうよう、新しい対応の仕組について発信を続けていただきたい。」

「1回1回の出動において、安全を第一に、真摯に対応するようお願いしたい。」

## 【警察学校議題】

### ○ 初任科第100期長期課程学生の東日本大震災被災地研修について

警察本部から、「11月18日、初任科長期課程学生を対象に、東日本大震災被災地研修を行う予定である。研修場所は、宮古市内の『宮古市民総合体育館シーアリーナ』、『震災メモリアルパーク中の浜』及び『宮古市災害資料伝承館』の3か所であり、シーアリーナでは、宮古市体育協会職員から、ご自身の被災状況のほか、緊急避難場所及び災害拠点となったシーアリーナの状況など、当時の体験を踏まえた教養をしていただく。震災メモリアルパークでは、押し寄せた津波の高さを確認しながら、避難行動と警察活動について、警察学校の職員が教養を行う。災害資料伝承館では、解説員から、宮古市で発生した災害の資料や展示の説明を受けながら、住民の安全確保について学ぶこととしている。研修を受ける学生のうち、沿岸出身者は3名であり、それ以外は県内陸部又は県外出身者である。また、震災発生当時小学校入学前の者が8割以上を占めており、当時の状況が分からず学生がほとんどであることから、被災地の震災の記録や教訓等の伝承教養を行いながら復興状況等を視察し、警察官

としての誇りと使命感を醸成することとしている。」旨の報告があった。

## ■個別会議

### ○ 交通企画課

自動車運転代行業者に対する営業停止命令書の発出についての説明、決裁

### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

### ○ 警務課、サイバー犯罪対策課

令和8年岩手県警察運営重点の策定（案）についての説明

### ○ 警務課

警務課業務報告

### ○ 監察課

監察課業務報告